

介護報酬の算定構造

介護サービス

令和6年4月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費

二（削除）

- ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス

3（削除）

- 4 介護医療院サービス

Ⅰ 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構成

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																							
		高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待相談計画上措置未実施減算	身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算																						
訪問介護費又は共生型訪問介護費	イ 身体介護	(1) 20分未満	=1/100	=1/100	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+10単位(100単位を限度)	×200/100	夜間又は早朝の場合+25/100 深夜の場合+50/100	特定事業所加算(Ⅰ)+20/100 特定事業所加算(Ⅱ)+10/100 特定事業所加算(Ⅲ)+10/100 特定事業所加算(Ⅳ)+3/100	指定居宅介護事業所で障害者等による虐待被害等により行われる場合 ×90/100 場合 ×70/100 指定居宅介護事業所で重度訪問介護従事者による虐待被害等により行われる場合 ×93/100 指定重度訪問介護事業所が行う場合 ×93/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100 正当な理由なく事業所と同一の建物を利用者にサービスを行う場合(事業所同一の建物利用者にサービスを行う場合) ×88/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき+100単位																					
		(2) 20分以上30分未満																																	
		(3) 30分以上1時間未満																																	
		(4) 1時間以上																																	
		(567単位に30分を増すごとに+82単位)																																	
	ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満																																	
		(2) 45分以上																																	
	ハ 通院等乗降介助																																		
															(1回につき 97単位)																				
	ニ 初回加算														(1月につき +200単位)																				
ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)																																	
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)																																	
ヘ 口腔連携強化加算		(1回につき +50単位(1月に1回を限度))																																	
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき +3単位)																																	
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき +4単位)																																	
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×137/1000)			注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計																														
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×100/1000)																																	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×55/1000)																																	
リ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×63/1000)			注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計																														
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×42/1000)																																	
ニ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×24/1000)	注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計																																	
																：「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」、「介護職員等ベースアップ等支援加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目																			

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。
※ 要介護状態未定減算については令和7年4月1日から適用する。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 施設利用計画未策定減算	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費	(1回につき 1,266単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×95/100 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算		(1月につき +200単位)							
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき +3単位)							
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき +4単位)							
ニ 看護記録体制加算		(死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1回につき +64単位)							
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1回につき +44単位)							
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1回につき +36単位)							
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1回につき +12単位)							
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	注 所定単位数は、イからホまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)								
ロ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	注 所定単位数は、イからホまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)								
ハ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位数×11/1000)	注 所定単位数は、イからホまでにより算定した単位数の合計							

：「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年6月31日まで算定可能。

【脚注】
1. 単位数算定記号の説明
+○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
-○○単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
+○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100
-○○/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×○○/100

3 訪問看護費

基本部分		注	注	注		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		准看護師の場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	複数名訪問加算(Ⅰ)	複数名訪問加算(Ⅱ)	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の者の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算	医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算(1日につき)
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (313単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位	
	(2) 30分未満 (470単位)														
	(3) 30分以上1時間未満 (821単位)														
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,125単位)														
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (293単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100														
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (265単位)	×90/100				+300単位						1月につき +315単位			
	(2) 30分未満 (398単位)														
	(3) 30分以上1時間未満 (573単位)														
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (842単位)														
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,954単位)		准看護師による訪問が1回でもある場合 ×98/100					+800単位					1月につき 訪問看護ステーションの場合 +574単位 病院又は診療所の場合 +315単位			—97単位
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)															
ホ 退院時共同指導加算 (1月につき +600単位)															
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)															
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)		(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +550単位)		(2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)											
		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位)		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)											
チ サービス提供体制強化加算	(1) イ及びロを算定する場合	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +50単位)		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +25単位)											
	(2) ハを算定する場合	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +50単位)		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +25単位)											

：「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注		注
			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算(A)	リハビリテーションマネジメント加算(B)	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	リハビリテーションマネジメント加算(A)	リハビリテーションマネジメント加算(B)	1回につき －50単位
	介護老人保健施設の場合							イ 1月につき +180単位	イ 1月につき +450単位	
	介護医療院の場合							リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ 1月につき +213単位	リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ 1月につき +483単位	
ロ 移行支援加算			(1日につき 17単位を加算)							
ハ サービス提供体制強化加算			(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1回につき +6単位)						
			(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1回につき +3単位)						

：「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注 特別地域居宅療養管理指導加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (514単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (445単位)			
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料 又は特定施設入居時等 医学総合管理料を算定 する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (298単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (286単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (440単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (565単位)	+100単位		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (416単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)			
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (517単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (378単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位)			
(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (45単位)					
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (544単位)	+15/100		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)			
	(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (524単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (466単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)			
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (361単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (325単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)				

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

6 通所介護費

[illegible]

ニ サービス提供 体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(1) (1回につき 22単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算(2) (1回につき 18単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(注) (1回につき 6単位を加算)	
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(1) (1月につき 所定単位×59/1000)	所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(注)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(イ)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(注) (1月につき 所定単位×23/1000)	
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(1) (1月につき 所定単位×12/1000)	所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(注)	
コ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1) 介護職員等ベースアップ等支援加算(イ) (1月につき 所定単位×10/1000)	所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等ベースアップ等支援加算(注) (1月につき 所定単位×11/1000)	

注：感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、「事業所内同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外と算定する。

※ ⅡのⅡを算定する場合、は、支給限度額管理の対象となる場合、その単位数を算入。

※ ⅡのⅡを算定するに際しては、介護職員等特定処遇改善加算(1)及び介護職員等特定処遇改善加算(注)の算定に要する単位数の合計が算定されている単位数とし、令和7年度3月31日までの経過措置、ない。

※ 介護職員処遇改善加算(1)の介護職員処遇改善加算(イ)及び介護職員等特定処遇改善加算(イ)の介護職員等ベースアップ等支援加算(イ)については令和6年5月31日まで算定する。

7 通所リハビリテーション費

[illegible]

[illegible]

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

注	特別優遇費	
注	療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ) (Ⅰ)日につき 27単位を加算 (二)療養体制維持特別加算(Ⅱ) (Ⅰ)日につき 57単位を加算
(4)	組合費面割加算	(利用中に)山に山を保護し、(Ⅰ)につき275単位を加算
(5)	行政連携強化加算	(Ⅰ)につき 50単位を加算(Ⅱ)につき100単位を加算
(6)	療養費加算	(Ⅰ)につき 30単位を加算(Ⅱ)につき100単位を加算
(7)	認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (Ⅰ)につき 3単位を加算 (二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (Ⅰ)につき 4単位を加算
(8)	緊急時施設運営費	(一)緊急時施設運営費 緊急時等における非常事態 (Ⅰ)に1日につき1単位を加算(Ⅱ)に1日につき1単位を加算 緊急時等における非常事態 (Ⅰ)に1日につき1単位を加算(Ⅱ)に1日につき1単位を加算 (二)特定治療
(9)	年次計画と看護体制加算	(一)年次計画と看護体制加算(Ⅰ) (Ⅰ)につき 150単位を加算 (二)年次計画と看護体制加算(Ⅱ) (Ⅰ)につき 150単位を加算
(10)	サービス提供体制強化加算	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (Ⅰ)につき 22単位を加算 (二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (Ⅰ)につき 18単位を加算 (三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (Ⅰ)につき 6単位を加算
(11)	介護職員処遇改善加算	(一)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (Ⅰ)につき 予定定員×39/1000 (二)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (Ⅰ)につき 予定定員×29/1000 (三)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (Ⅰ)につき 予定定員×16/1000
(12)	介護職員等特定処遇改善加算	(一)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (Ⅰ)につき 予定定員×21/1000 (二)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (Ⅰ)につき 予定定員×17/1000

② 身体障害者手当金受給減額については令和7年度1月1日より適用する。
③ 身体障害者手当金受給減額については、原則として令和7年1月1日現在の世帯の世帯主及び世帯員に関する世帯の世帯主が行っている場合に、令和7年3月31日までの適用期間。
④ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員基本ベースアップ等実施加算については令和6年度5月31日までの適用期間。

[illegible]

(10) 一般労働者の加算	(1) 一般労働者を加算(1日1労働者を加算)	
(11) 療養費加算	(1) 日につき 8単位を加算(1日1労働者を加算)	
(12) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(1)	(1) 日につき 3単位を加算
	(二) 認知症専門ケア加算(2)	(1) 日につき 4単位を加算
(13) 特定診療費	(1) 日につき 4単位を加算	
(14) 介護施設に専任従事する加算	(1) 日につき 10単位を加算(1日1労働者を加算)	
(15) 介護施設に専任従事する加算	(1) 日につき 10単位を加算(1日1労働者を加算)	
(16) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(1)	(1) 日につき 22単位を加算
	(二) サービス提供体制強化加算(2)	(1) 日につき 18単位を加算
	(三) サービス提供体制強化加算(3)	(1) 日につき 6単位を加算
(17) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(1)	(1) 月につき + 所定率×5×26/(1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算(2)	(1) 月につき + 所定率×5×19/(1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算(3)	(1) 月につき + 所定率×5×16/(1000)
(18) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(1)	(1) 月につき + 所定率×5×16/(1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算(2)	(1) 月につき + 所定率×5×17/(1000)
(19) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(1)	(1) 月につき + 所定率×5×17/(1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算(2)	(1) 月につき + 所定率×5×17/(1000)
(20) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(1)	(1) 月につき + 所定率×5×17/(1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算(2)	(1) 月につき + 所定率×5×17/(1000)

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。

※ 業務取扱計画未定期間については、感染症の予防及び発生防止のための指針の整備及び発生対策に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支那加算については令和6年5月31日まで算定可能。

介護 11

[illegible]

[illegible]

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造
居宅介護支援費

基本部分				注 高齢者虐待防止 措置未実施減算	注 業務経費計画未 算定減算	注 事業計画と実績の 利用費又はそれ以外 の経費・事務の費用 超過の人員により居宅 介護支援を行う場合	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介 護支援加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサー ビス提供加算	注 特定事業所集中 減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費(Ⅰ)	(一) 居宅介護支援費(ⅰ)	要介護1・2 (1,086単位)	-1/100	-1/100	×95/100	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2月 以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100		
			要介護3・4・5 (1,411単位)								
		(二) 居宅介護支援費(ⅱ)	要介護1・2 (544単位)								
			要介護3・4・5 (704単位)								
		(三) 居宅介護支援費(ⅲ)	要介護1・2 (326単位)								
			要介護3・4・5 (422単位)								
	(2)居宅介護支援費(Ⅱ)	(一) 居宅介護支援費(ⅰ)	要介護1・2 (1,086単位)					+15/100	+10/100		
			要介護3・4・5 (1,411単位)								
		(二) 居宅介護支援費(ⅱ)	要介護1・2 (527単位)								
			要介護3・4・5 (683単位)								
		(三) 居宅介護支援費(ⅲ)	要介護1・2 (316単位)								
			要介護3・4・5 (410単位)								
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)											
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ)		(1月につき +519単位)								
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ)		(1月につき +521単位)								
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ)		(1月につき +323単位)								
	(4) 特定事業所加算(A)		(1月につき +114単位)								
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)											
ホ 入院情報連携加算	(1) 入院情報連携加算(Ⅰ)		(1月につき +250単位)								
	(2) 入院情報連携加算(Ⅱ)		(1月につき +200単位)								
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ		(+450単位)								
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ		(+600単位)								
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ		(+600単位)								
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ		(+750単位)								
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ)		(+900単位)								
ト 退院情報連携加算 (1月につき +50単位)											
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)											
リ ターミナルケアマネジメント加算		死亡日及び死亡日前14日以内に2 日以上在宅の訪問等を行った場合		(+400単位)							

※ 居宅介護支援費(Ⅰ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。
※ 居宅介護支援費(Ⅱ)については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムの利用及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。
※ 業務経費計画未算定減算については令和7年4月1日から適用する。

1 介護福祉施設サービス

基本部分				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524</
------	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------

2 介護保健施設サービス

[illegible]

注 外泊時費用	入所者に対して床室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	入所者に対して床室における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定

注 ターミナル ケア加算	(1) 死亡日時が1日以上45日以下	療養室老健以外の組合	(1日につき 24 単位を加算)
		療養室老健の組合	(1日につき 80 単位を加算)
	(2) 死亡日時が4日以上30日以下	療養室老健以外の組合	(1日につき 160 単位を加算)
		療養室老健の組合	(1日につき 160 単位を加算)
	(3) 死亡日時が2日以上3日	療養室老健以外の組合	(1日につき 160 単位を加算)
		療養室老健の組合	(1日につき 80 単位を加算)
	(4) 死亡日	療養室老健以外の組合	(1日につき 1,700 単位を加算)
		療養室老健の組合	(1日につき 2,500 単位を加算)

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合は、短期集中/ハビリテーション実施加算、認知症短期集中/ハビリテーション実施加算を適用しない。
※ (イ)及び(ロ)(4)を適用する場合には、(ロ)(2)を適用しない。

4 介護医療院サービス

[illegible]

注 外泊費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 試行的退所サービス費		入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定
注 他科受診費用		入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
① 初期加算 (1日につき +30単位)		
② 退所前退所指導加算 (※2) (1月につき1回を限度として200単位を加算)		※ 退所指導の基準を満たさない場合は、算定しない。
③ 再入所前退所指導加算 (※2) (入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)		※ 退所指導の基準を満たさない場合は、算定しない。
④ 退所時指導等加算 (※2)	(一) 退所時等指導加算	a 退所前訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定) b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定) c 退所時指導加算 (400単位) d 退所時情報提供加算 (500単位) e 退所前連絡加算 (500単位)
	(二) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)	
		注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
		注 退所後の主治医に対して診療情報、必要の状況、生活調整を提供した場合
		注 退所後の医療機関の医師に対して必要の状況、生活調整を提供した場合
⑤ 協力医療機関連携加算 (1月につき 50単位を加算)		注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定
⑥ 介護支援体制強化加算 (1日につき 11単位を加算)		※ 介護支援体制強化加算の算定については、令和7年3月31日までの間は100単位を算定
⑦ 経口経持加算 (※2) (1月につき 28単位を加算)		※ 介護支援体制強化加算の算定については、令和7年3月31日までの間は100単位を算定
⑧ 経口維持加算 (※2) (一) 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を加算) (二) 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)		※ 介護支援体制強化加算の算定については、令和7年3月31日までの間は100単位を算定
⑨ 口腔衛生管理加算 (※2) (一) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき 90単位を加算) (二) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき 110単位を加算)		※ 介護支援体制強化加算の算定については、令和7年3月31日までの間は100単位を算定
⑩ 療養加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
⑪ 在宅復帰支援機能加算 (※2) (1日につき 10単位を加算)		
⑫ 特別診療費 (※2)		
⑬ 緊急時施設診療費		ア 緊急時診療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) イ 特定診療
⑭ 認知症専門ケア加算 (一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
⑮ 認知症チームケア推進加算 (一) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1日につき 150単位を加算) (二) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1日につき 120単位を加算)		
⑯ 認知症行動・心理状態緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)		
⑰ 重度認知症看護療養体制加算 (一) 重度認知症看護療養体制加算(Ⅰ) (1月につき140単位を加算) (二) 重度認知症看護療養体制加算(Ⅱ) (1月につき40単位を加算)		
⑱ 排せつ支援加算 (※2) (1) 排せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 排せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算) (3) 排せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)		
⑲ 自立支援促進加算(※2) (1月につき 280単位を加算)		
⑳ 科学的介護推進体制加算(※2) (1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 40単位を加算) (2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 60単位を加算)		
㉑ 安全対策体制加算(※2) (入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
㉒ 高齢者施設等施設改善向上加算 (1) 高齢者施設等施設改善向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等施設改善向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)		
㉓ 高齢者施設等施設改善向上加算 (1月につき 1回、連続する5日を限度として、240単位を算定)		
㉔ 介護職員処遇改善加算 (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)		
㉕ サービス提供体制強化加算 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
㉖ 介護職員処遇改善加算 (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)		※ 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計
㉗ 介護職員等特定処遇改善加算 (一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)		※ 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計
㉘ 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×5/1000)		※ 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜勤勤務等看護加算を適用しない。
 ※ ハ及びヘを適用する場合には、(※2)を適用しない。
 ※ 業務時間外勤務手当加算については、業務時間の延長及び昇進の防止のための指針の整備及び事業改善に関する具体的計画の実施を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間内において、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

: 令和6年4月改定箇所

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

二 (削除)

- ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

Ⅰ 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止 措置未実施減算	注 業務経緯計画未 策定減算	注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	注 特別地域介護予防 訪問入浴介護加算	注 中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 856単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算		(1月につき +200単位)							
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき +3単位)							
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき +4単位)							
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1回につき +44単位)							
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1回につき +36単位)							
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1回につき +12単位)							
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×58/1000)							
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×42/1000)							
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×23/1000)							
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×21/1000)							
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×15/1000)							
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×11/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計							

：「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務経緯計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
+〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100
~~-〇〇/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100~~

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		通常介護師の場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	複数名訪問加算(Ⅰ)	複数名訪問加算(Ⅱ)	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	-5単位
	(2) 30分未満												
	(3) 30分以上1時間未満												
	(4) 1時間以上1時間30分未満												
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (283単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は50/100												
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能	×90/100				+300単位					1月につき +315単位		
	(2) 30分未満												
	(3) 30分以上1時間未満												
	(4) 1時間以上1時間30分未満												
ハ 初回加算		(1月につき +300単位)											
ニ 通院時共同指導加算		(1回につき +600単位)											
ホ 看護体制強化加算		(1月につき +100単位)											
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1回につき +6単位)											
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1回につき +3単位)											

：「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の介護予防訪問看護に依る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分			注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 短期集中リハビリテーション実施加算	注 事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	注 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき +200単位	-50単位	-5単位
	介護老人保健施設の場合								
	介護医療院の場合								
ロ 事業所評価加算			(1月につき 120単位を加算)						
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		(1回につき +6単位)						
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		(1回につき +3単位)						
：「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給額年度管理の対象外の実定項目									

：「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注
			特別地域介護予防 居宅療養管理指導 加算	中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算
イ 医師が行う場合 （月2回を限度）	(1) 介護予防居宅療養 管理指導費（Ⅰ） （（2）以外）	(一) 単→建物居住者1人に対して行う 場合 (514単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単→建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (445単位)			
	(2) 介護予防居宅療養 管理指導費（Ⅱ） （在宅時医療総合 管理料又は特定施設 入居時等医療総合 管理料を算定する 場合）	(一) 単→建物居住者41人に対して行う 場合 (298単位)			
		(二) 単→建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (286単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 （月2回を限度）	(1) 単→建物居住者1人に対して行う場合 (516単位)				
	(2) 単→建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (440単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 （月2回を限度）	(一) 単→建物居住者1人に対して行う 場合 (565単位)	+100単位		
		(二) 単→建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (416単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)			
	(2) 薬局の薬剤師の場合 （月4回を限度）	(一) 単→建物居住者1人に対して行う 場合 (517単位)			
		(二) 単→建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (378単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位)			
(四) 情報通信機器を用いて行う場合 （月1回を限度） (45単位)					
ニ 管理栄養士 が行う場合 （月2回を限度）	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単→建物居住者1人に対して行う 場合 (544単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単→建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)			
	(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単→建物居住者1人に対して行う 場合 (524単位)			
		(二) 単→建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (466単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)			
ホ 歯科衛生士等 が行う場合 （月4回を限度）	(1) 単→建物居住者1人に対して行う場合 (361単位)				
	(2) 単→建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (325単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)				

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注		注	注	注	注	注
			利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行った場合	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	×70/100	×70/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき +562単位	+240単位	－376単位	－20単位
		要支援2						－752単位	－40単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1						－376単位	－20単位
		要支援2						－752単位	－40単位
	介護医療院の場合	要支援1						－376単位	－20単位
		要支援2						－752単位	－40単位
ロ 運動器機能向上加算			(1月につき 225単位を加算)						
ハ 栄養アセスメント加算			(1月につき 50単位を加算)						
ニ 栄養改善加算			(1月につき 200単位を加算)						
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))								
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)		(1月につき 150単位を加算)						
	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)		(1月につき 160単位を加算)						
ト 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	(1月につき 480単位を加算)						
		運動器機能向上及び口腔機能向上	(1月につき 480単位を加算)						
		栄養改善及び口腔機能向上	(1月につき 480単位を加算)						
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	(1月につき 700単位を加算)						
チ 事業所評価加算			(1月につき 120単位を加算)						
リ 科学的介護推進体制加算			(1月につき 40単位を加算)						
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	(1月につき 88単位を加算)						
		要支援2	(1月につき 176単位を加算)						
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1	(1月につき 72単位を加算)						
		要支援2	(1月につき 144単位を加算)						
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1	(1月につき 24単位を加算)						
		要支援2	(1月につき 48単位を加算)						
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×47/1000)						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×34/1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき +所定単位×19/1000)						
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×20/1000)						
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×17/1000)						
ワ 介護職員等ベースアップ等支援加算			(1月につき +所定単位×10/1000)						
			注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計						

：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

6 介護予防短期入所生活介護費

[illegible]

八、口腔連續強化加算

三、應課食加算

(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))

(1日につき 3単位を加算)

(1日につき 4単位を加算)

へ、牛蒡性包

(2) 生業(1)に上乗せの労働(10単位)

	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
--	---------------------

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

	(1) 介護職員処遇改善加算(1)
--	-------------------

(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

(1月につき 十所定単位×60/1000)

(1月につき 十所定単位×33/1000)

(1月につき 十所定単位×27/1000)

(1月につき 十所定単位×23/1000)

② 介護職員等ベースアップ等
支給加算 (1月につき 十所定単位×16/1000)

：「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

② 身体障害者手当未支給減額については令和7年4月1日から適用する。

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

② 身体障害者手当未支給減算については令和7年4月1日から適用する。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注		
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算		
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	要支援1 (530 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×97/100	診療所設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	利用者に対して 送迎を行う場合
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	要支援2 (666 単位)										
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費(iii)	要支援1 (559 単位)										
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費(iv)	要支援2 (693 単位)										
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費(v)	要支援1 (549 単位)										
		f 診療所介護予防短期入所療養介護費(vi)	要支援2 (684 単位)										
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<6:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	要支援1 (589 単位)										
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	要支援2 (747 単位)										
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費(iii)	要支援1 (623 単位)										
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費(iv)	要支援2 (780 単位)										
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費(v)	要支援1 (612 単位)										
		f 診療所介護予防短期入所療養介護費(vi)	要支援2 (769 単位)										
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (471 単位)											
		要支援2 (589 単位)											
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 (537 単位)											
		要支援2 (678 単位)											
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 (616 単位)											
		要支援2 (775 単位)											
	(四) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (643 単位)											
		要支援2 (804 単位)											
	(五) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (634 単位)											
		要支援2 (793 単位)											
	(六) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (616 単位)											
		要支援2 (775 単位)											
(3) 口腔機能強化加算 (1回につき +50単位(1月に1回を限度))													
(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))													
(5) 認知症専門ケア加算 (一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)													
(6) 特定診療費													
(7) 生産性向上推進体制加算 (一)生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (二)生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)													
(8) サービス提供体制強化加算 (一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)													
(9) 介護職員処遇改善加算 (一)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000) (二)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000) (三)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)				注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計									
(10) 介護職員等特定処遇改善加算 (一)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000) (二)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)				注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計									
(11) 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×5/1000)				注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計									

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、高リスクの予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

基本部分			第1種		第2種		第3種		第4種		第5種		第6種		第7種		第8種		第9種		第10種		第11種		第12種		第13種		第14種		第15種		第16種		第17種		第18種		第19種		第20種		第21種		第22種		第23種		第24種		第25種		第26種		第27種		第28種		第29種		第30種		第31種		第32種		第33種		第34種		第35種		第36種		第37種		第38種		第39種		第40種		第41種		第42種		第43種		第44種		第45種		第46種		第47種		第48種		第49種		第50種		第51種		第52種		第53種		第54種		第55種		第56種		第57種		第58種		第59種		第60種		第61種		第62種		第63種		第64種		第65種		第66種		第67種		第68種		第69種		第70種		第71種		第72種		第73種		第74種		第75種		第76種		第77種		第78種		第79種		第80種		第81種		第82種		第83種		第84種		第85種		第86種		第87種		第88種		第89種		第90種		第91種		第92種		第93種		第94種		第95種		第96種		第97種		第98種		第99種		第100種		第101種		第102種		第103種		第104種		第105種		第106種		第107種		第108種		第109種		第110種		第111種		第112種		第113種		第114種		第115種		第116種		第117種		第118種		第119種		第120種		第121種		第122種		第123種		第124種		第125種		第126種		第127種		第128種		第129種		第130種		第131種		第132種		第133種		第134種		第135種		第136種		第137種		第138種		第139種		第140種		第141種		第142種		第143種		第144種		第145種		第146種		第147種		第148種		第149種		第150種		第151種		第152種		第153種		第154種		第155種		第156種		第157種		第158種		第159種		第160種		第161種		第162種		第163種		第164種		第165種		第166種		第167種		第168種		第169種		第170種		第171種		第172種		第173種		第174種		第175種		第176種		第177種		第178種		第179種		第180種		第181種		第182種		第183種		第184種		第185種		第186種		第187種		第188種		第189種		第190種		第191種		第192種		第193種		第194種		第195種		第196種		第197種		第198種		第199種		第200種		第201種		第202種		第203種		第204種		第205種		第206種		第207種		第208種		第209種		第210種		第211種		第212種		第213種		第214種		第215種		第216種		第217種		第218種		第219種		第220種		第221種		第222種		第223種		第224種		第225種		第226種		第227種		第228種		第229種		第230種		第231種		第232種		第233種		第234種		第235種		第236種		第237種		第238種		第239種		第240種		第241種		第242種		第243種		第244種		第245種		第246種		第247種		第248種		第249種		第250種		第251種		第252種		第253種		第254種		第255種		第256種		第257種		第258種		第259種		第260種		第261種		第262種		第263種		第264種		第265種		第266種		第267種		第268種		第269種		第270種		第271種		第272種		第273種		第274種		第275種		第276種		第277種		第278種		第279種		第280種		第281種		第282種		第283種		第284種		第285種		第286種		第287種		第288種		第289種		第290種		第291種		第292種		第293種		第294種		第295種		第296種		第297種		第298種		第299	
------	--	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	------	--

(8) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))
-----------	--------------------------

(2) 緊急時施設診療費	(1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)
--------------	-----------------------------

(10) 認知専門ケア加算 (1日につき 3単位を加算)

(11) 特別診療費 (※2)

(12) 年産増上経費体制加算	(一) 年産増上経費体制加算(頁)	(1月につき 10単位を加算)
-----------------	-------------------	-----------------

(13) サービス提供体制強化加算	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)
-------------------	---------------------	-----------------

(一) 介護職員処遇改善加算(1)
(1月につき 所定単位×26/1000)

	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	
	(1月につき 十所定単位×10/1000)	

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
(1月につき 十 所定単位×11/1000)

：「緊急時施設療費」「特別診療費」「サニース提供体制強化加算」「介護職員処遇改善加算」「介護職員処遇改善増額加算」

※ (3)及び(6)を適用する場合には、(※2)を適用しない。

[illegible]

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

[illegible]

※ 編成費 要案第1 6,032単位
要案第2 10,531単位

※ 最終知事選出と選挙区割当について、日本選挙区選出は、令和7年5月31日まで適用する。

※ 選挙区別補選予定選挙区について、補選後の予定日及び補選の日のための補欠の整備及び選挙区割当に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年5月31日までが適用しない。

※ 小選挙区別補選予定選挙区 小選挙区別補選予定選挙区加算及び小選挙区別補選予定選挙区加算については、令和7年5月31日までが適用しない。

9 介護予防福祉用具貸与費

[illegible]

※ 要支援1又は要支援2の者については、重い・重い付属品、特等座席、特等寝台付属品、床すれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフ、自動検知装置設置を算定しない（ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く）。

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (1月につき)	(1)介護予防支援費(Ⅰ) (地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	-1/100	-1/100			
	(2)介護予防支援費(Ⅱ) (指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)				+15/100	+10/100	+5/100
ハ 委託連携加算 (イ(1)を算定する場合のみ算定) (+300単位)						

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

:令和6年4月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

1 定期巡回・随时対応型訪問介護看護費

：「特別地域定額返還（随時対応型訪問介護看護加算）」「中山間地域等における小規模事業所加算」「中山間地域等に居住者及び者のサービス提供加算」「緊急訪問看護加算」「特別管理加算」「ターミナルケア加算」「緊急マネジメント体制強化加算」「サービス提供体制強化加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善ベースアップ等支援加算」については、支給限度管理の対象外の算定項目（事業所同一建物利用者は又は以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合）を適用する場合は、支給限度基準額の算定を、当該減額後の数値を算定する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員特定処遇改善加算及び介護職員基盤アップ等支援加算については、令和6年度5月31日まで算定可能。

[illegible]

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待 防止措置未 実施減算	注 業務継続計 画未策定減 算	注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費	-1/100	-1/100	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
	(1月につき 989単位)							
	定期巡回サービス費							
	(1回につき 372単位)							
	随時訪問サービス費(Ⅰ)							
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)	(1回につき 567単位)							
	随時訪問サービス費(Ⅱ)							
	(1回につき 764単位)							
	(1月につき 2,702単位)							
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ)						
		(1日につき +3単位)						
	(2)ロを算定する 場合	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)						
		(1日につき +4単位)						
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ)						
		(1月につき +90単位)						
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)						
	(1月につき +120単位)							
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)						
		(1回につき +22単位)						
(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)								
(1回につき +18単位)								
	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)							
	(1回につき +6単位)							
(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)								
	(1月につき +154単位)							
	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)							
(1月につき +126単位)								
	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)							
	(1月につき +42単位)							
ホ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)						
		(1月につき +154単位)						
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)						
(1月につき +126単位)								
	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)							
	(1月につき +42単位)							
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位 数の合計					
		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×100/1000)				
		(3)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき +所定単位×55/1000)				
ト 介護職員等ベースアップ等 支援加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位 数の合計					
		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×42/1000)				
		(3)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき +所定単位×24/1000)				

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

[illegible]

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
			介護職員等 追加加算	介護職員等 追加加算	介護職員等 追加加算	介護職員が 受入する場合 又は 受入しない場合	介護職員の員 数が基準に 満たない場合	減少サービス に対する減算	特別地域小規 模多機能型居 宅介護加算	中山間地域等 における小規 模事業所加算	中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算	中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算	
イ 小規模多機能型居宅 介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者 に対して行う場合	要介護1 (10,450 単位)											
		要介護2 (15,310 単位)											
		要介護3 (22,350 単位)											
		要介護4 (28,670 単位)											
		要介護5 (37,330 単位)											
	(2) 同一建物に居住する者に対して 行う場合	要介護1 (8,624 単位)											
		要介護2 (12,826 単位)											
		要介護3 (20,124 単位)											
		要介護4 (25,235 単位)											
		要介護5 (34,516 単位)											
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)		要介護1 (575 単位)											
		要介護2 (845 単位)											
		要介護3 (1,205 単位)											
		要介護4 (1,715 単位)											
		要介護5 (2,245 単位)											
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)										
二 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	1.1 認知症加算(Ⅰ)		(1月につき 800単位を加算)										
	2.1 認知症加算(Ⅱ)		(1月につき 800単位を加算)										
	3.1 認知症加算(Ⅲ)		(1月につき 700単位を加算)										
	4.1 認知症加算(Ⅳ)		(1月につき 450単位を加算)										
ホ 認知症行動・心理状態緊急対応加算(イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))										
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 800単位を加算)										
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)		(1月につき 900単位を加算)										
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)		(1月につき 700単位を加算)										
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)		(1月につき 480単位を加算)										
チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 64単位を加算)										
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)										
ヌ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	1.1 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)		(1月につき 1,200単位を加算)										
	2.1 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)		(1月につき 850単位を加算)										
ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		(1月につき +100単位)										
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		(1月につき +200単位)										
ロ 口腔・栄養・スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
ワ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)										
2. 介護職員等特定処遇改善加算	1.1 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき 1,000単位を加算)										
	2.1 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき 1,000単位を加算)										
三 サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 750単位を加算)										
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 640単位を加算)										
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1月につき 350単位を加算)										
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 25単位を加算)										
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 21単位を加算)										
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 12単位を加算)										
四 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×102/1000)										
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×74/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき +所定単位×41/1000)										
五 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×15/1000)										
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×12/1000)										
六 介護職員等ベースアップ等 支援加算			(1月につき +所定単位×17/1000)										
			注 所定単位は、イからⅢまでより算定した単位数の合 計										
			注 所定単位は、イからⅢまでより算定した単位数の合 計										
			注 所定単位は、イからⅢまでより算定した単位数の合 計										
：「特別地域小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、													
※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入													
※ 介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算については、令和7年3月31日までの期間適用しない。													
※ 介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算については、令和5年5月31日まで算定可能。													

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (70 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	1 100	3 100	3ユニットで常勤を行う職員の数が入入以上とする場合	1日につき +50単位	認知症対応型 加算(Ⅰ)	認知症対応型 加算(Ⅱ)	認知症対応型 加算(Ⅲ)	認知症対応型 加算(Ⅳ)	認知症対応型 加算(Ⅴ)	認知症対応型 加算(Ⅵ)	認知症対応型 加算(Ⅶ)	認知症対応型 加算(Ⅷ)	認知症対応型 加算(Ⅸ)	認知症対応型 加算(Ⅹ)	認知症対応型 加算(Ⅺ)	認知症対応型 加算(Ⅻ)	認知症対応型 加算(Ⅼ)	認知症対応型 加算(Ⅽ)	認知症対応型 加算(Ⅾ)	認知症対応型 加算(Ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅰ)	認知症対応型 加算(ⅱ)	認知症対応型 加算(ⅲ)	認知症対応型 加算(ⅳ)	認知症対応型 加算(ⅴ)	認知症対応型 加算(ⅵ)	認知症対応型 加算(ⅶ)	認知症対応型 加算(ⅷ)	認知症対応型 加算(ⅸ)	認知症対応型 加算(ⅹ)	認知症対応型 加算(ⅺ)	認知症対応型 加算(ⅻ)	認知症対応型 加算(ⅼ)	認知症対応型 加算(ⅽ)	認知症対応型 加算(ⅾ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応型 加算(ⅿ)	認知症対応

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

※ 介護加算(イ)を算定する場合のみ算定。介護加算(イ)を算定する場合のみ算定。介護加算(イ)を算定する場合のみ算定。

※ 認知症対応型共同生活介護加算(Ⅰ)については、介護加算(Ⅰ)を算定する場合のみ算定。介護加算(Ⅰ)を算定する場合のみ算定。介護加算(Ⅰ)を算定する場合のみ算定。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)の介護職員等一時的処遇改善加算については、令和5年4月1日より算定開始。

1 介護予防認知症対応型通所介護費

[illegible]

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注	注	注	注	注	注										
			登録者数が登録定員を超える場合	又は 注業者の員数が基準に満たない場合	身体障害者生活障害者未定額減算	高齢者生活障害者未定額減算	認知症高齢者生活障害者未定額減算	注	注	注										
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要支援1 (3,450 単位)	×70/100	×70/100	=1/100	=1/100	=1/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100									
		要支援2 (6,972 単位)																		
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,102 単位)																		
		要支援2 (6,281 単位)																		
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (424 単位)																		
		要支援2 (531 単位)																		
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			1日につき 30単位を加算)																	
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)			(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))																	
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 450単位を加算)																	
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 200単位を加算)																	
			(2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)																	
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		(1月につき +100単位)																	
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		(1月につき +200単位)																	
チ ロ控・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))																	
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)																	
ヌ 生活機能向上連携体制加算	(1)生活機能向上連携体制加算(Ⅰ)		(1月につき 100単位を加算)																	
	(2)生活機能向上連携体制加算(Ⅱ)		(1月につき 10単位を加算)																	
ヒ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算)																		
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算)																		
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)																		
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算)																		
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算)																				
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)																		
コ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)											(1月につき +所定単位×102/1000)		注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×74/1000)																	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき +所定単位×41/1000)																	
ク 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×15/1000)		注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計															
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×12/1000)																	
ケ 介護職員等ベースアップ等支援加算			(1月につき +所定単位×17/1000)		注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計															

：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 身体障害者生活障害者未定額減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 認知症高齢者生活障害者未定額減算については、認知症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び事業計画に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注		
				注 支助を行う介護 員の勤務条件等 基準を満たさ ない場合	注 利用者の数が 利用定員を超 える場合	注 介護従事者の 員数が基準に 満たない場合	注 身体拘束禁止 未実施減算	注 減額金減額品 品出賃金減額 減算	注 施設設備改善 金減額減算	注 3ユニットで改 動を行う職員 の員数を2人 以上とする場 合	注 夜間支援体制 加算(Ⅰ)	注 夜間支援体制 加算(Ⅱ)	注 認知症行動・ 心増症状緊急 対応加算	注 若年性認知症 利用者受入加 算
イ 介護予防認知症対応型共同 生活介護費				(1) 介護予防認知症対応型 共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (	261	単位)					1日につき +50単位		
				(2) 介護予防認知症対応型 共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (	249	単位)		-10/100				1日につき +25単位	
ロ 介護予防短期利用認知症 対応型共同生活介護費※				(1) 介護予防短期利用認知症対応型 共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (	289	単位)				1日につき -50単位			1日につき +120単位
				(2) 介護予防短期利用認知症対応型 共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (	277	単位)		-1/100	-3/100		1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日限を 限度)	
注 入院時費用				利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
ⅰ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)				(1日につき 30単位を加算)										
ⅱ 通居指導提供加算 (イを算定する場合のみ算定)				(250単位を加算)										
ⅲ 通居時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定)				(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))										
ⅳ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)				(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)									
				(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)									
ⅴ 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)				(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	(1日につき 150単位を加算)									
				(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	(1日につき 120単位を加算)									
ⅵ 生活機能向上連携加算				(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)									
				(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を加算)									
ⅶ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)				(1月につき +30単位を加算)										
ⅷ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)				(1月につき 30単位を加算)										
ⅸ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)				(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
ⅹ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)				(1月につき 40単位を加算)										
ⅺ 高齢者施設等関係対策向上加算				(1) 高齢者施設等関係対策向上加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)									
				(2) 高齢者施設等関係対策向上加算(Ⅱ)	(1月につき 5単位を加算)									
ⅻ 新規認知症等施設整備費				(1月に1回、連続する5日を限度として、240単位を算定)										
ⅼ 生活機能向上推進体制加算				(1) 生活機能向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)									
				(2) 生活機能向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)									
ⅽ サービス提供体制強化加算				(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)									
				(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)									
				(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)									
ⅿ 介護職員処遇改善加算				(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×111/1000)									
				(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×81/1000)									
				(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×45/1000)									
ⅿ 介護職員等特定処遇改善 加算				(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×31/1000)									
				(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×23/1000)									
ⅿ 介護職員等ベースアップ等 支援加算				(1月につき +所定単位×23/1000)										
※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。														
※ 身体拘束禁止未実施減算については、イを算定する場合に、令和7年6月1日から適用する。														
※ 公費負担給付金減額加算については、認知症対応型共同生活介護の認知症対応型加算及び企業型認知症対応型加算の計を算定している場合に、令和7年3月31日までの経過措置なし。														
※ 公費負担給付金減額加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ支援費加算については、令和6年5月31日まで算定可能。														

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

※ 身体障害者福祉法第45条第2項第2号に規定する場合は、令和5年4月1日から適用する。

※ 養老施設計画未算定減算については、認知症の予防及びまん延の防止のための指針の策定及び事業実施に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間限りがない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。